

杉並区子どもの権利に関する条例(令和7年4月1日施行)  
杉並区いじめの防止等に関する条例(令和7年4月1日施行)に当たって

## 杉並区の中学生の皆さんへ

皆さんは、日々の学校生活や諸活動、友人との関わりの中で、様々な経験を積みながら成長しています。その過程で時には悩み、迷い、苦しい気持ちになることもあるでしょう。そんなときに大切なのは、皆さんが「守られる権利」を持っていることを知り、安心して学校生活を送ることです。

杉並区では、令和7年4月に二つの条例を施行しました。これは、皆さんが健やかに成長し、安全で尊重される環境で学ぶことができるようにするための大切なルールです。

「子どもの権利に関する条例」は、皆さん一人ひとりの意見や考えが尊重され、のびのびと学び、健やかに成長できることを保障するものです。

「いじめの防止等に関する条例」は、誰もが安心して学校生活を送れるように、いじめを許さず、支え合う環境をつくるための約束です。

皆さんには、どんな時でも自分の気持ちや意見を大切にしてほしいと思います。そして、困ったときや悩んだときには、信頼できる大人や友人に相談してください。学校の先生や家族、スクールカウンセラーなど、皆さんを支える人はたくさんいます。

杉並区は、皆さんがのびのびと学び、友達と支え合いながら、安心して過ごせる環境をつくるために努力し続けます。互いを尊重し、助け合いながら、充実した学校生活を送ってください。皆さんの成長を心から応援しています。

## 保護者・地域の皆様へ

子どもたちを守り、成長を支えるためには、学校だけでなく、御家庭や地域と連携・協力することが何より大切です。そして、子どもたちが安心して悩みを相談できる環境を整え、見守ることが必要です。

杉並区は全ての子どもたちが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、皆様とともに、希望ある未来を築いてまいります。御理解と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

令和7年5月 杉並区教育委員会 教育長 渋谷 正宏